

令和3年第2回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第64号 令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）

）

議案第82号 市道路線の認定について

報告第5号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

）

報告第12号 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費繰越
計算書について

議案第64号 令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算

(第3号)(議案書 P1~19)

歳入歳出それぞれ521,852千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73,710,662千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目6 財産管理費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市役所分庁舎トイレの手洗い場を自動水栓等に変更することに伴い、「工事請負費」を増額するもの

「款3 民生費」

「項2 児童福祉費」

「目1 児童福祉総務費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策として実施する、国による子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の給付事務に従事する職員に係る「時間外勤務手当」を増額するもの

「目 2 児童保育費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給することに伴い、「報酬」、「会計年度任用職員期末手当」、「共済費」、「費用弁償」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「手数料」、「委託料」、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 2 予防費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うPCR検査の実施件数や入院患者の増加に対応するとともに、改正感染症法に基づく自宅療養者の健康観察等の実施に伴い、「手数料」、「委託料」、「負担金補助及び交付金」、「扶助費」を増額するもの

「項 2 清掃費」

「目 2 じんかい処理費」

旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事について、当該敷地の地中から出現した廃棄物の埋設状況及び廃棄物下の土壌の汚染状況を把握するための調査を実施することに伴い、「工事請負費」を増額するもの

の

「款 8 土木費」

「項 4 都市計画費」

「目 5 公園費」

氷室椿庭園内建物の屋根が経年劣化及び強風により毀損したため、改修することに伴い、「工事請負費」を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「目 2 事務局費」

特別な配慮を要する児童の増加に対応するため、ふれあい補助員を増員することに伴い、「報酬」、「費用弁償」を増額するもの
(歳入)

「款 15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「感染症患者入院医療費負担金」、「感染症発生動向調査事業費負担金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を増額するもの

「款 16 県支出金」

歳出の事業の財源として、「新型コロナウイルス感染症緊急包括
支援補助金（医療分）」を増額するもの

「款 19 繰入金」

歳出の事業の財源として、「財政調整基金繰入金」、「ごみ減量
化・資源化基金繰入金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの
(継続費の補正)

「粗大ごみ処理施設整備事業」について、旧ごみ焼却処理施設地下
部解体工事において、当該敷地の地中から出現した廃棄物の埋設状
況及び廃棄物下の土壌の汚染状況を把握するための調査を実施する
ことに伴い、継続費を変更するもの

議案第65号 令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第4号)(議案書 P21~39)

歳入歳出それぞれ 190,238 千円を追加し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ 73,900,900 千円とするもの
(歳出)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「目 1 一般管理費」

新型コロナウイルス感染症により、地域経済、市民生活等に多大な影響を受けていることに鑑み、令和3年4月から9月に支給する市長等の「給料」、「地域手当」を減額するもの

「目 6 財産管理費」

当初予定していた庁用自動車2台の購入を見直し、令和3年4月の「気候非常事態宣言」における「ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を受け、庁用自動車に電気自動車1台を導入することに伴い、「手数料」、「自動車損害保険料」、「備品購入費」を減額するもの

公共施設等総合管理計画について、令和3年1月の総務省からの要請内容及び本市の現状・課題等を踏まえた改訂を行うことに伴い、

「委託料」を増額するもの

「目 1 4 防災対策費」

私有地や市道への土砂流出防止のために応急的に設置した大型土のうを撤去することに伴い、「委託料」を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 2 児童福祉費」

「目 1 児童福祉総務費」

市独自の幼稚園類似施設就園奨励費補助金を廃止し、国の新たな助成制度創設を踏まえた幼稚園類似施設利用料の助成を実施することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目 5 地域児童福祉費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、児童クラブにおける感染防止用品等の購入に要する経費や、消毒作業等を行った際の超過勤務手当などのかかり増し経費のため、「委託料」、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 3 母子衛生費」

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業について、当初の想定を超える対象児童からの申請により、給付費の不足が見込まれるため、「扶助費」を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 4 都市計画費」

「目 1 都市計画総務費」

市道 7 1 1 5 号線歩道整備事業について、公共用地先行取得事業特別会計を利用して買収した整備用地の買戻しを行うため、「公有財産購入費」を増額するもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「目 1 常備消防費」

使途が指定されたふるさと基金寄附金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策等として実施する空気呼吸器の面体を購入することに伴い、「消耗品費」を増額するもの

「目 3 消防施設費」

使途が指定されたふるさと基金寄附金を活用し、老朽化した水上オートバイを更新することに伴い、「保険料」、「備品購入費」を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「目 2 事務局費」

新型コロナウイルス感染症により、地域経済、市民生活等に多大

な影響を受けていることに鑑み、令和3年4月から9月に支給する教育長の「給料」、「地域手当」を減額するもの

かながわ学びづくり推進地域研究事業の委託校として小学校4校、中学校2校を指定して実践研究を行うため、「報償費」、「消耗品費」を増額するもの

「項2 小学校費」

「目2 教育振興費」

改正著作権法により生じたGIGAスクール構想における授業目的公衆送信に対する補償金を負担することに伴い、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「項3 中学校費」

「目2 教育振興費」

改正著作権法により生じたGIGAスクール構想における授業目的公衆送信に対する補償金を負担することに伴い、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「項4 学校給食費」

「目1 学校給食管理費」

東海岸小学校給食調理場大規模改修工事に伴い自校方式による給

食の代替えとして弁当箱方式による給食を実施するため、「委託料」を増額するほか、学校給食における地場産物の使用促進のため、老朽化した球根皮剥機を更新することに伴い、「備品購入費」を増額するもの

「款 1 3 予備費」

「項 1 予備費」

「目 1 予備費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、緊急やむを得ない事象が発生した際に迅速に対応するため、「予備費」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「子ども・子育て支援交付金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「社会資本整備総合交付金」、「教育支援体制整備事業費補助金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「市町村地域防災力強化事業費補助金」を減額するもの

「子ども・子育て支援交付金」、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金」、「かながわ学びづくり推進地域研究委託金」を増額するもの

「款 19 繰入金」

歳出の事業の財源として、「ふるさと基金繰入金」、「財政調整基金繰入金」、「公共用地先行取得事業特別会計繰入金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」を増額するもの

「款 22 市債」

歳出の事業の財源として、「香川駅周辺整備事業債」を増額するもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「香川駅周辺整備事業債」を増額したことに伴い、追加するもの

議案第66号 令和3年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)(議案書 P40~50)

歳入歳出それぞれ6,449千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ76,850千円とするもの

(歳出)

「款1 公債費」

「項1 公債費」

「目1 元金」

市道7115号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換えに伴い、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「目2 利子」

市道7115号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換えに伴い、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

市道7115号線歩道整備事業用地について、一般会計での買換

えに伴い、「繰出金」を増額するもの

(歳入)

「款3 財産収入」

買換に伴って一般会計から歳入する「土地売払収入」を増額するもの

議案第67号 令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算(第1号)(議案書 P51~65)

第2条「業務の予定量の補正」

主な建設改良事業のうち施設整備の予定量を1,797千円増額し、395,907千円とするもの

第3条「資本的収入及び支出の補正」

資本的収入の既決予定額を1,700千円増額し、資本的収入の予定額を1,023,327千円とし、資本的支出の既決予定額を1,797千円増額し、資本的支出の予定額を1,404,470千円とするもの

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額381,143千円については、過年度分損益勘定留保資金で補填するもの

収入の内容としては、支出の財源となる「企業債」を増額するもの

支出の内容としては、市立病院の本館改修事業について、労務単価等の変更に伴い、「工事請負費」を増額するもの

第4条「継続費の補正」

市立病院の本館改修事業について、工事請負費の増額に伴い、継続費の総額及び年割額を変更するもの

第5条「債務負担行為の補正」

病院給食調理業務委託経費について、新たに債務負担行為を設定するもの

第6条「企業債の補正」

建設改良費の増額に伴い、市立病院本館改修事業に係る限度額を変更するもの

議案第68号 茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例(議案書 P66)

審査の申出その他の手続における押印を見直す等のためのもの

議案第69号 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (議案書 P67~68)

所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎第1駐車場用地貸付事業者選定委員会を廃止するためのもの

議案第70号 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (議案書 P69~70)

粗大ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項について、専門的知見に基づく意見を聴取するためのもの

議案第71号 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例 (議案書 P71~72)

地方税法の改正に鑑み、雨水貯留浸透施設に係る固定資産税を減額するためその課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めるとともに、同法の改正に伴い、個人の市民税を非課税とする範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする等のためのもの

議案第72号 茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例 (議案書 P73)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定を整備するためのもの

議案第73号 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (議案書 P74～75)

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免期間を延長する等のためのもの

議案第74号 茅ヶ崎漁港管理条例の一部を改正する条例 (議案書 P76～79)

茅ヶ崎漁港に駐車場及び多目的広場を設置することにより、漁業の振興及び地域の活性化を図るためのもの

議案第75号 茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の一部を改正する条例 (議案書 P80~81)

茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用時間及び利用料金の基準を緩和することにより、より効果的に当該施設を運営するためのもの

議案第76号 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (議案書 P82)

相模川流域下水道全体計画の変更に伴い、本市が行う公共下水道事業の規模を改めるためのもの

議案第77号 公平委員会委員の選任について(議案書 P83~85)

令和3年6月28日をもって任期満了となる公平委員会委員の米崎 貴博 氏を再び選任するもの

議案第78号 監査委員の選任について(議案書 P86~88)

議会選出の監査委員に 伊藤 素明 氏を選任するもの

議案第79号 動産の取得について(議案書 P89)

テレワーク用モバイル端末等を取得するもの

議案第80号 財産の無償譲渡について(議案書 P90~91)

茅ヶ崎市の財産(茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目2077番18に存する
既存施設)を有限会社メディカルドリームに無償譲渡するもの

議案第81号 財産の無償貸付けについて(議案書 P92~93)

茅ヶ崎市の財産(茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目2077番18の土地)
を有限会社メディカルドリームに無償貸付けするもの

議案第82号の1~7 市道路線の認定について(議案書 P94 ~114)

- 1 中島地内の道路で、株式会社ハートフルステージにより
造成され、本市に帰属したもの
- 2 松林二丁目地内の道路で、市内在住の個人により造成さ
れ、本市に帰属したもの

- 3 円蔵二丁目地内の道路で、湘南レーベル株式会社及び市内在住の個人により本市に寄附されたもの
- 4 円蔵地内の道路で、株式会社マッケンジーハウスにより造成され、本市に帰属したもの
- 5 西久保地内の道路で、有限会社日本ホームカンパニーにより造成され、本市に帰属したもの
- 6 西久保地内の道路で、有限会社日本ホームカンパニーにより造成され、本市に帰属したもの
- 7 香川二丁目地内の道路で、株式会社アーネストワンにより造成され、本市に帰属したもの

報告第5号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について(議案書 P115)

(令和2年度事業報告)

公有用地の取得及び売却なし

保有土地賃貸事業については、保有土地の有効活用を図るた

め、6,026.79平方メートルを茅ヶ崎市ほかに貸し付けし、金額は、36,751,959円となるもの

(令和2年度収支計算書)

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で、合計は36,752,479円となるもの

収益的支出については、事業原価及び販売費及び一般管理費で、合計は5,789,205円となるもの

資本的収入については、金融機関及び茅ヶ崎市からの借入金で、合計は2,380,000,000円となるもの

資本的支出については、公有地取得事業費及び借入金償還金で、合計は2,411,300,820円となるもの

資金収支決算書については、受入資金から支払資金を差し引いた26,177,236円が次年度繰越金となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、現金及び預金、公有用地及び代替地で、合計は2,574,985,896円となるもの

負債の部については、未払金、短期借入金、未払費用及び前受収益で、合計は1,880,915,658円となるもの

資本の部については、基本財産、前期繰越準備金及び当期純利益で、合計は694,070,238円となるもの

以上により、負債及び資本の合計は、2,574,985,896円となり、資産合計と一致するもの

(損益計算書)

事業収益については、附帯等事業収益で、36,751,959円となるもの

事業原価については、附帯等事業原価で、273,981円となるもの

事業総利益については、事業収益から事業原価を差し引いたもので、36,477,978円となるもの

事業利益については、事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、30,962,754円となるもの

経常利益については、事業利益に事業外収益を加えたもので、30,963,274円となり、この額が当期純利益となるもの

(キャッシュ・フロー計算書)

事業活動によるキャッシュ・フローについては、29,703,2

93円となるもの

投資活動によるキャッシュ・フローについては、該当なし

財務活動によるキャッシュ・フローについては、30,000,000円の減少となるもの

現金及び現金同等物増加額は、△296,707円となり、現金及び現金同等物期首残高21,473,943円から296,707円を差し引いた21,177,236円が、現金及び現金同等物期末残高となるもの

(財産目録)

令和2年度末における、資産合計から負債合計を差し引いた694,070,238円が純財産となるもの

(借入金明細書)

令和2年度中の借入及び返済状況を借入先別に表したもので、期末残高は、1,880,000,000円となるもの

(公有用地保有状況)

令和2年度末の保有地積は、7,037.92平方メートル、額にして2,548,808,660円となるもの

(令和3年度事業計画)

公有用地取得計画及び売却計画については、予定なし

その他の事業計画として、保有土地賃貸事業については、茅ヶ崎市への貸付面積は減少するものの、令和2年度に引き続き、茅ヶ崎市ほかに貸し付けを行う予定となるもの

なお、これにより算定したものが、令和3年度予算実施計画書となるもの

報告第6号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について(議案書 P116)

(令和2年度事業報告)

指定管理者として、市民文化会館、美術館及び松籟庵、体育館、体育施設の管理運営業務を実施したほか、市民の要望に応えた市民文化会館事業、美術館事業、松籟庵事業、体育館事業、体育施設事業、並びに主に体育館及び体育施設利用時に必要な物品の販売事業を行うなど、文化芸術・スポーツの向上及び振興に努めたもの

(正味財産増減計算書)

経常収益については、基本財産の運用益、主催事業等の事業収益、指定管理料収益、受取補助金等などで、合計は、603,482,8

33円となるもの

経常費用については、財団の運営に要する経費として、事業費及び管理費をそれぞれ支出したもので、合計は、674,684,114円となるもの

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は、71,201,281円の減額となるもの

当期一般正味財産増減額については、税引前当期一般正味財産増減額△71,201,281円より法人税・住民税及び事業税分3,700円を差し引いた額に、一般正味財産期首残高495,016,602円を加えた、423,811,621円が一般正味財産期末残高となるもの

正味財産期末残高については、指定正味財産がないことから、一般正味財産期末残高と同額となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、流動資産として現金・預金及び未収金、固定資産として基本財産、特定資産、及びその他固定資産で、合計は、496,089,028円となるもの

負債の部については、流動負債として未払金、預り金、固定負債と

して退職給付引当金で、合計は、72,277,407円となるもの

正味財産の部については、資産合計から負債合計を差し引いたものが一般正味財産であり、負債合計に一般正味財産を合わせた、負債及び正味財産合計は、496,089,028円となり、資産合計と一致するもの

(財産目録)

貸借対照表における資産合計から負債合計を差し引き、正味財産として表したもの

(令和3年度事業計画)

展開する事業は、公益目的事業として、「芸術文化の振興を目的とする事業」並びに「スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業」、収益目的事業として、物品販売事業及び公益目的外施設貸与事業を行うもの

事業計画については、令和3年度事業計画書及び収支予算書のとおり

報告第7号 土地信託の事務処理状況について(議案書 P117)

本報告は、土地信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社より、令和2年度事業実績に関する書類及び令和3年度事業計画に関する書類の提出を受け、報告するもの

(令和2年度事業実績)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行ったもの

(損益計算書)

収入の部については、テナントの賃貸料及び共益費等で、収入合計は104,560,683円、支出の部については、損害保険料から消費税まで、支出額合計は55,532,152円、当期信託利益金は、収支差額の49,028,531円となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、土地及び建物等で、合計は1,316,325,057円、負債の部については、前受金及び敷金で、合計

は54,759,593円、資本の部については、引受不動産及び修繕積立金等で、合計は1,212,536,933円、負債・資本の部の合計は1,267,296,526円となり、資産合計から負債・資本合計を差し引いた49,028,531円が当期末処分利益金となるもの

(利益金処分計算書)

当期末処分利益金から元本組入額を差し引いた30,650,000円が、令和2年度の信託配当額となるもの

(令和3年度事業計画)

今年度の期間については、三菱UFJ信託銀行株式会社との土地信託契約期間である令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間のもの

(事業計画)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行うもの

信託配当額については、今年度予定されている茅ヶ崎トラストビル全体の大規模修繕等の財源とするため、計上するもの

報告第8号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について(議案書 P119~121)

「款4 衛生費」

「項2 清掃費」

「粗大ごみ処理施設整備事業」の令和2年度の年割額の執行残額を、令和3年度に逡次繰越するもの

「款7 商工費」

「項1 商工費」

「道の駅整備推進事業」の令和2年度の年割額の執行残額を、令和3年度に逡次繰越するもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「浜園橋橋りょう整備事業」の令和2年度の年割額の執行残額を、令和3年度に逡次繰越するもの

「款10 教育費」

「項5 社会教育費」

「(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業(博物館整備工事)」

の令和2年度の年割額の執行残額を、令和3年度に逡次繰越するもの

報告第9号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越 明許費繰越計算書について(議案書 P123~131)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「防災対策管理経費」において、洪水ハザードマップ作成事業について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度へ繰越明許するもの

「項2 徴税费」

「新型コロナウイルス感染症対策事業」(税務総務費)において、り災証明書発行支援システムの導入に際し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項3 戸籍住民基本台帳費」

「個人番号カード等交付事務管理経費」において、年度内での完

了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「社会保障・税番号制度推進事業」において、国による法改正に伴う住民基本台帳システムの改修について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「障害者福祉管理経費」において、障害者自立支援審査支払等システムの改修について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「福社会館解体事業」において、福社会館解体工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償協議について、不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項2 児童福祉費」

「児童福祉総務管理経費」において、過年度分の保育料返還について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（児童保育費）において、

事業開始に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「保育園施設維持管理経費」において、浜須賀保育園の空調設備改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（児童福祉施設費）において、事業開始に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「職員給与費」において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルスワクチン接種事業」において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（母子衛生費）において、商品調達に不測の日数を要するほか、妊婦等への分娩前ウイルス検

査等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款5 労働費」

「項1 労働諸費」

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（労働諸費）において、緊急雇用報奨金の交付について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款6 農林水産業費」

「項1 農業費」

「畜産経営環境保全対策事業」において、養豚農家における家畜糞尿処理施設の新設工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項2 水産業費」

「漁港維持管理事業」において、漁港背後地整備工事について、漁業関係者や関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款7 商工費」

「項1 商工費」

「道の駅整備推進事業」において、道の駅開発図書修正等業務委託について、県及び茅ヶ崎警察署との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（商工振興費）において、感染拡大防止協力金（第2弾）の交付について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（商工振興費）において、茅ヶ崎ローカル応援チケット（第2弾）発行事業について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「道路橋りょう総務管理経費」において、茅ヶ崎駅北口のエスカレーター改修工事について、入札が定数に達せず中止となり、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「道路舗装修繕事業」において、舗装修繕及び歩道段差解消工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰

越明許するもの

「幹線道路舗装修繕事業」において、東日本旅客鉄道株式会社が行う踏切内のカラー舗装工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「狭あい道路整備事業」において、狭あい道路整備工事について、地権者との施工日時の調整に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「香川甘沼線道路改良事業」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、用地買収における地権者との交渉に不測の時間を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「上赤羽根堤線道路改良事業」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、用地買収における地権者との交渉に不測の時間を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「市道0110号線歩道設置」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、用地買収における地権者との交渉に不測の時間を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3

年度に繰越明許するもの

「橋りょう等長寿命化推進事業」において、北茅ヶ崎橋の修繕計画の策定について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項3 河川費」

「千ノ川整備事業」において、千ノ川の護岸整備工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項4 都市計画費」

「景観計画推進事業」において、小学校の総合的な学習の時間で行う取り組みについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、開始時期に後れを生じ、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「国県事業対策費」において、(仮称)河童徳利ひろば整備事業について、地域住民や関係機関等との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「香川駅周辺整備事業」において、市道7115号線歩道整備事業における用地買収に不測の日数を要し、工事の開始時期が遅れる

ことにより、拡幅用地の駅前暫定整備等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（都市計画総務費）において、自転車レーンの設置について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「東海岸寒川線街路事業」において、東海岸寒川線の歩道未整備区間の用地買収に伴う各種業務について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「道路整備プログラム策定事業」において、道路整備プログラム策定事業費について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、受注者との協議等に不測の時間を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い関係機関が在宅勤務となるなど、必要な協議が行えないこと等により、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項5 住宅費」

「（仮称）小和田地区市営住宅整備事業」において、（仮称）小和

田地区市営住宅外複合施設建設工事の影響により生じた近隣住家の
損傷に対する補償算定について、不測の日数を要し、年度内での完
了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「款9 消防費」

「項1 消防費」

「消防施設設備維持管理経費」において、消防署海岸出張所の空
調設備改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、
令和3年度に繰越明許するもの

「款10 教育費」

「項1 教育総務費」

「教育事務委託負担金」において、藤沢市への教育事務委託負担
金について、国の補正予算に伴い藤沢市が実施する滝の沢小学校ト
イレ改修工事等が、年度内での完了が見込めなかったため、令和3
年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（事務局費）において、就
学援助等システムの導入について、年度内での完了が見込めなかつ
たため、令和3年度に繰越明許するもの

「項2 小学校費」

「学校施設整備事業」において、梅田小学校、柳島小学校及び浜須賀小学校の改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（学校管理費）において、商品調達に不測の日時を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項3 中学校費」

「学校施設整備事業」において、萩園中学校の屋上防水改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（学校管理費）において、商品調達に不測の日時を要し、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「学校教育振興関係経費」において、教員が使用する教科書及び指導書等の購入について、年度内の納品完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「項5 社会教育費」

「（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業」において、（仮称）

茅ヶ崎市歴史文化交流館建設工事の工期延長に伴う工事内容の変更により、工事監理について年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「施設維持管理経費」において、鶴嶺公民館の空調設備の更新及び自家用電気工作物等の改修について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

「管理運営経費」において、図書館本館の西面及び南面給排気塔の外壁改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和3年度に繰越明許するもの

報告第10号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について(議案書 P133~135)

「款10 教育費」

「項2 小学校費」

「一般管理経費」において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、事故繰越しするもの

「項3 中学校費」

「一般管理経費」において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、事故繰越しするものの

報告第11号 令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計 予算の繰越計算書について(議案書 P137~141)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「雨水施設整備事業」については、入札不調に伴う再入札に不測の日数を要したことや、国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたことなどのため、事業費を令和3年度に繰り越すもの

「汚水施設整備事業」については、入札不調に伴う再入札に不測の日数を要したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託業務受託者と十分な打合せを重ねることが困難であったため、事業費を令和3年度に繰り越すもの

「長寿命化事業」及び「地震対策事業」については、国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたため、事業費を令和3年度に繰り越すもの

「相模川流域下水道建設費負担金」については、国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金を活用し、神奈川県が事業を実施するため、事業費を令和3年度に繰り越すもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規程による繰越額として、「一般管理費」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託業務受託者と十分な打合せを重ねることが困難であったため、事業費を令和3年度に繰り越すもの

報告第12号 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の 継続費繰越計算書について(議案書 P143~145)

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越額として、「市立病院本館改修事業」については、入札の不調により不測の日数を要したため、事業費を令和3年度に繰り越すもの